

秋田県告示第93号

秋田県立スケート場条例（昭和46年秋田県条例第57号）第11条第2項の規定により、次のとおり秋田県立スケート場の利用料金を承認したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

承認した秋田県立スケート場の利用料金は、令和8年4月1日から適用する。

令和8年2月27日

秋田県知事 鈴木 健 太

第1 個人がリンクを使用する場合の利用料金

区 分	中学校生徒及び小学校児童		大学及び高等専門学校の学生並びに高等学校生徒		一 般	
	スケート教室として使用する 場合	上記以外に使用する 場合	スケート教室として使用する 場合	上記以外に使用する 場合	スケート教室として使用する 場合	上記以外に使用する 場合
滑走料	110円	260円	270円	580円	450円	740円
滑走回数券(6枚)	1,270円		2,860円		3,670円	
定期滑 研修者	6,580円		12,910円		17,460円	
走券 その他の者	13,290円		25,570円		34,680円	
貸靴料	60円	130円	250円	400円	400円	510円
ロッカー利用料金 (1個1回につき)					100円	

備考

- この表における「中学校生徒及び小学校児童」及び「大学及び高等専門学校の学生並びに高等学校生徒」には、それぞれこれらの者に準ずる者を含むものとする。
- この表において「スケート教室」とは、教育機関が主催して、20人以上の者を対象に組織的にスケート技術等を指導するもの及び知事がこれに準ずると認めたものをいう。
- この表において「研修者」とは、秋田県スケート連盟又は秋田県アイスホッケー連盟に登録している者でトレーニングのためにリンクを使用する者と知事が認めたものをいう。
- 幼児が貸靴又はロッカーを使用するときは、当該幼児を小学校児童とみなして、貸靴料又はロッカー利用料金を徴収する。

第2 貸切使用する場合の利用料金

(1) 施設利用料金

区 分			利用料金の額 (1時間につき)
入場料を徴収 しない場合	アマチュアスポーツに使用するとき		5,190円
	その他の催物に使用するとき	平日	14,430円
		土曜日・日曜日・休日	21,900円
アマチュアスポーツに使用するとき		10,190円	
入場料を徴収 する場合	その他の催物に使用するとき	営利を目的としない 催物であるとき	平日 21,900円 土曜日・日曜日・休日 29,110円
		営利を目的とする催物であるとき	平日 43,660円 土曜日・日曜日・休日 58,210円

備考

- 使用時間が1時間未満であるときは1時間とし、使用時間に1時間未満の端数があるときは当該端数を1時間とする。
- この表において「入場料」とは、使用者が、いずれの名義であるかを問わず、スケート場の入場者から徴収するその入場の対価をいう。
- この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日をいう。
- 使用者が入場料を徴収しない場合で、営業その他これに類する目的をもって使用するときは、入場料を徴収する場合の利用料金を徴収する。

(2) 附属設備利用料金

区 分	使用の単位	利用料金の額	
		アマチュアスポーツに 使用する場合	その他の催物に使用する 場合

照明設備	入場料を徴収しない場合	1時間につき	2,660円	4,000円
	入場料を徴収する場合		5,320円	7,970円
放送設備	入場料を徴収しない場合		450円	590円
	入場料を徴収する場合		880円	1,150円
ロッカー		1個1回につき	100円	100円
いす		1脚1回につき	30円	30円

備考

- 1 照明設備及び放送設備の使用については、使用時間が1時間未満であるときは1時間とし、使用時間に1時間未満の端数があるときは当該端数を1時間とする。
- 2 この表において「入場料」とは、使用者が、いずれの名義であるかを問わず、スケート場の入場者から徴収するその入場の対価をいう。
- 3 使用者が入場料を徴収しない場合で、営業その他これに類する目的をもって使用するとき、入場料を徴収する場合の利用料金を徴収する。

第3 スケート場の施設（第1及び第2に規定するものを除く。）の利用料金

区分	使用の単位	利用料金の額
建物の使用に係るもの	1平方メートルにつき1年	1平方メートル当たりの公有財産台帳価格に100分の8.8を乗じて得た額
土地の使用に係るもの		1平方メートル当たりの公有財産台帳価格に100分の4を乗じて得た額

備考

- 1 使用面積が1平方メートル未満であるとき又は使用面積に1平方メートル未満の端数があるときは、当該使用面積又は端数を1平方メートルとして計算する。
- 2 土地の使用期間が1年未満であるとき又は使用期間に1年未満の端数があるときは、当該使用期間又は端数に係る利用料金については月割をもって計算する。ただし、使用期間が1月未満であるとき又は使用期間に1月未満の端数があるときは、当該使用期間又は端数に係る利用料金については日割をもって計算する。
- 3 土地の使用のうち使用期間が1月未満のものに係る利用料金の額は、この表の規定により計算した額に1.1を乗じて得た額とする。
- 4 利用料金の額に1円未満の端数があるときは、当該端数金額を切り捨てる。
- 5 この表（備考6を除く。）の規定により計算した額が100円に満たないときにおける利用料金の額は、100円とする。
- 6 電気、ガス、水道その他の費用が生じるときは、この表の規定による利用料金のほかに、実費に消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額を徴収する。